

## 昭和二十二年法律第二十六号

### 学校教育法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 義務教育（第十六条—第二十一条）
- 第三章 幼稚園（第二十二条—第二十八条）
- 第四章 小学校（第二十九条—第四十四条）
- 第五章 中学校（第四十五条—第四十九条）
- 第五章の二 義務教育学校（第四十九条の二—第四十九条の八）

- 第六章 高等学校（第五十条—第六十二条）
- 第七章 中等教育学校（第六十三条—第七十一条）
- 第八章 特別支援教育（第七十二条—第八十二条）
- 第九章 大学（第八十三条—第一百四十四条）
- 第十章 高等専門学校（第一百五十三条—第一百二十条）
- 第十一章 専修学校（第一百二十四条—第一百三十九条）
- 第十二章 罰則（第一百三十四条—第一百四十六条）
- 第十三章 罰則（第一百四十三条—第一百四十六条）

- 附則 第一章 総則
- 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第一百二十七条において同じ。）及び私立学校を、私立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をい。）、文部科学大臣の定める設備、編制そ
- 第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制そ

の他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならぬ。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定期制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）は、学校の学部、大学院及び大学院の研究科並びに大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十二条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。

この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

更を伴わないもの

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第一百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第一百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるとときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、

「指定都市」という。（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならぬとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときはあらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならぬ。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一項第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するなどを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるとときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第十三条 第四条第一項各号に該当する場合は、それが同一の者に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、

「指定都市」という。（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならぬとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときはあらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならぬ。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一項第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するなどを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十二条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるとときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十三条 第四条第一項各号に該当する場合は、それが同一の者に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、









二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。

専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとする。

専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を実現するために行われるものとする。

第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

**第八十八条** 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することがができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第二百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した

実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

**第九十二条** 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことがで  
きる。

一、当該分野に関する教育研究が行われていて、  
大学院が置かれていること。  
二、当該分野における特に優れた資質を有する  
者の育成を図るためにふさわしい教育研究上の  
実績及び指導体制を有すること。

**第九十一条** 大学には、専攻科及び別科を置くこ  
とができる。

大學の專攻科は、大學を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

大學の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことがで  
きる。

生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。  
副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

**第九十六条** 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。  
**第九十七条** 大学には、大学院を置くことができ

学部長は、学部に関する校務をつかさどる教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を

**第九十八条** 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

指導し、又は研究に従事する。  
准教授は、専攻分野について、教育上、研究  
上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有  
する者であつて、学生を教授し、その研究を指  
導し、又は研究に従事する。

性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助手は、その所属する組織における教育研究

めの深い学識及び卓越した能力を培うことを目指すものは、専門職大学院とする。

の円滑な実施に必要な業務に従事する。講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

に就いていた者、当該職業に関連する事業を行ふ者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第一 学生の入学、卒業及び課程の修了  
第二 学位の授与  
第三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関  
する事項

とを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「この項において「学長等」という。）がつ

**第一百一条** 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

かさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第八十三条の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは

**第九十四条** 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

は第四百四十三条に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

**第九十五条** 大学の設置の認可を行う場合及び大學に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で文書で三月以内に答申

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院と費用で学ぶ場合の年数で該費

大臣は審議会等で政令で定めるものは詰問しなければならない。

学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及

びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。) を、当該大学院に入学させることができる。

**第一百三条** 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

**第一百四条** 大学(専門職大学及び第一百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この項及び第七項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者(第八十七条の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあっては、前期課程を修了した者を含む。)に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

短期大学(専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるとする。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)

若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又

はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

学士に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

**第一百五条** 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して修了の事実を証する証明書を交付することができます。

**第一百六条** 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

**第一百七条** 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

**第一百八条** 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかる限りその修業年限を二年又は三年とする。

前項の大学は、短期大学と称する。

第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

第二項の大学には、学科を置く。

学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

**第二百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りない。

専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するものほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りない。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるとときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するためには、その認証評価機関が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)を含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他の認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他の文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。



るときその他の政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

**第一百三十二条** 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

**第一百三十二条の二** 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

**第一百三十三条** 第五条、第六条、第九条から第十四条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十一条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条及び第四十五条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第五百五条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校」にあつては文部科学大臣に、「大学及び高等専門学校以外の学校」にあつては都道府県知事にとあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の私立学校」については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十二章 雜別

第一百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行つては、他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行つては、各学校とする。）

第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校」にあつては文部科学大臣に、「大学及び高等専門学校以外の学校」にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校」については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

**第一百三十五条 専修学校 各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。**

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

**第一百三十六条** 都道府県の教育委員会（個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する關係者が、同項の規定による勧告に従わざず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、一箇月を下ることができない。

都道府県の教育委員会（個人の經營に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する關係者が、同項の規定による勧告に従わざず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているときは、当該關係者に対することができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をなす場合には、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならぬ。

**第一百三十七条** 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

**第一百三十八条** 第一項第三項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に関する处分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

**第一百三十九条** 文部科学大臣がする大学又は高等専門学校の設置の認可に関する处分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

**第一百四十条** この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

**第一百四十一条** この法律（第八十五条及び第百条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第八十五条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第百条ただし書に規定する組織を含むものとする。

**第一百四十二条** この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについて

第

では政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

**第十三章 罰則**

**第一百四十三条** 第十三条第一項（同条第二項、第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による閉鎖命令又は第三百三十六条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十四条** 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

**第一百四十五条** 第二十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十六条** 第三百五十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

**附 則**

**第一条** この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。ただし、第二十二条第一項及び第三十九条第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四条に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政令で、これを定める。

**第二条** この法律施行の際、現に存する従前の規定による国民学校、国民学校に類する各種学校及び国民学校に準ずる各種学校並びに幼稚園は、それぞれこれらをこの法律によつて設置された小学校及び幼稚園とみなす。

**第三条** この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができることによる。

前項の規定による学校に關し、必要な事項は、文部科学大臣が定める。

**第四条** 従前の規定による学校の卒業者の資格に關し必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

**第五条 削除**

**第六条** 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

**第七条** 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校には、第三十七条（第四十九条及び第五十条の規定による学校の設置の規制）





（中等教育学校の設置のため必要な行為）  
**第二条** 中等教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成一〇年九月二八日法律第一〇号）  
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年五月二八日法律第五五号）  
抄  
(施行期日)  
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)  
2  
学校教育法第八十九条の規定は、この法律の施行の日前から引き続き大学に在学する者（同日前に大学に在学し、同日以後に再び大学に在学することとなつた者のうち、文部科学大臣の定める者を含む。）については、適用しない。

**附 則**（平成一一年七月一六日法律第八七号）  
抄  
(施行期日)  
第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（国等の事務）

他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
（処分、申請等に関する経過措置）

規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなさされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

**第二百五十一条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一九年七月一六日法律第一〇二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定

(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一九年一二月八日法律第一五一号)

**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお從前の例による。  
**一から二十五まで 略**  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
**附 則（平成一一年二月二二日法律第六〇号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
**附 則（平成一二年三月三一日法律第一〇号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条及び附則第四項から第六項までの規定 平成十二年四月一日  
**附 則（平成一三年七月一日法律第一〇五号）抄**  
**（施行期日）**







